

社会福祉法人 平成福祉会 理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)
第1条 この規程は、社会福祉法人 平成福祉会(以下「この法人」という。)の定款第17条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、社会福祉法人としての業務の適法、かつ効果的な執行を図ることを目的とする。

(定義)
第2条 この規程において、理事とは、定款第20条で規定された理事ならびに理事長及び業務執行理事たる常務理事をいう。

(法令等の遵守)
第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し誠実に職務を遂行し、各理事と協力して、定款に定める目的の遂行に寄与しなければならない。

(善管注意義務)
第4条 理事は、その職務を行うにつき、善良な管理者としての注意義務を負い、理事長と常務理事は、業務執行者として職員に指揮・命令する職能に基づく監督義務を負う。

第2章 理事の職務権限

第5条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

第6条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
(1) 理事長としてこの法人を代表し、この法人の業務全般を統括する。
(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
(3) 毎会計年度毎に3箇月に1回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告する。

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
(1) 理事長を補佐し、理事会が定める担当業務を分掌し、執行する。
(2) 毎会計年度毎に3箇月に1回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告する。
(3) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集するにあたって必要な事務局を務める。
(4) この法人の全ての拠点において、経理規程の定める会計責任者ならびに固定資産管理責任者を務める。
(5) この法人の全ての拠点において、労働基準関係法令等が定める介護労働者の雇用管理の改善等にあたる介護労働者雇用管理責任者を務める。
(6) この法人の全ての拠点において、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針についてに定める苦情解決責任者を務める。
(7) この法人の全ての拠点において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が定める個人番号に係る事務取扱責任者を務める。

第3章 補足

(細則)
第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)
第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則
この規程は、この法人が社会福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)に基づき兵庫県知事より定款変更に係る承認を受けた後に招集された理事会において、業務執行理事が選任された日(平成29年6月11日)から施行する。

別表 【理事の職務権限】 ◎は決定権限、○は所管を表す

決済(決議)事項	理事会	理事長	常務理事
評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定	◎	○	○
理事長と常務理事の選定及び解職	◎	○	○
重要な財産の処分及び譲受け	◎	○	○
多額の借財	◎	○	○
施設長等※重要な役割を担う職員の任用に関する事	◎	○	○
施設長等重要な職員の処分とその他重要または異例に属する事項	◎	○	○
従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止	◎	○	○
コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備	◎	○	○
競業及び利益相反取引	◎	○	○
計算書類及び事業報告等の承認	◎	○	○
理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除	◎	○	○
理事の職務の執行の監督	◎	○	○
その他の重要な業務執行の決定	◎	○	○
事業計画及び予算の案の作成に関する事		◎	○
事業計画及び予算の承認	◎	○	○
人事及び給与制度の決定	◎	○	○
その他理事会の決議が必要な諸規程の制定及び改廃	◎	○	○
入所者・利用者の日常の処遇に関する事		◎	○
事業報告及び決算の案の作成に関する事		◎	○
人事及び給与制度の立案に関する事		◎	○
重要な役割を担う職員以外の者の任用に関する事		◎	○
重要な職員以外の処分とその他重要または異例に属する事項		◎	○
理事会の決議が必要でない諸規程の制定及び改廃		◎	○
職員の教育・研修に関する事			◎
福利厚生(役員等含む)に関する事			◎
出張(役員等、重要な職員)に関する事		◎	○
契約の締結		◎	○
契約の金額の範囲内の支出			◎
法人の諸規程に基づく支出(給与・賞与、旅費交通費など)			◎
年度または月間の予算内かつ定例的な物品の購入に関する事			◎
経理区分内の勘定科目相互間における予算の流用		◎	○
予算上の予備費の支出		◎	○
緊急やむを得ないものの予算外の支出で、一件につき10万円以上		◎	○
緊急やむを得ないものの予算外の支出で、一件につき10万円未満			◎
渉外に関する事		◎	○
金融機関との新規取引		◎	○
寄附に関する事		◎	○
外部に対する文書発簡(重要なもの)		◎	○
外部に対する文書発簡(一般事務連絡など)			◎

※施設長等: 施設長と事務長及びサービス管理責任者